独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	株式会社山形銀行	コード	8344
提出日	2020/6/3	異動（予定）日	2020/6/25
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に新任社外取締役の選任議案が付議されるため		
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	井上　弓子	社外取締役	○										○				訂正・変更	有
2	原田　啓太郎	社外取締役	○										○	○			新任	有
3	五味　康昌	社外取締役	○										○				訂正・変更	有
4	尾原　儀助	社外取締役	○										○				訂正・変更	有
5	松田　純一	社外取締役	○										○				訂正・変更	有
6	押野　正德	社外取締役	○								△		○				新任	有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	・当行は井上弓子氏が代表取締役である髙島電機株式会社と預金・貸出金取引がありますが、通常の銀行取引の範囲内のものであり、その取引規模や性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略します。	企業経営者としての高い見識および山形商工会議所副会頭等の経済団体幹部の経験を有し、銀行以外の立場から経営に対して助言を行っていただいていることから、社外取締役に選任しております。また、コーポレートガバナンス・コードにて求められている「女性の活躍推進を含む社内の多様性の確保」を推進するうえで最適の人材であります。 また、当行が定める「独立性判断基準」に基づき、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立役員として期待される役割を果たすことができると考えられることから、独立役員に指定しております。
2	・当行は原田啓太郎氏が代表取締役である株式会社ハッピージャパンおよび株式会社ハッピープロダクツと預金・貸出金取引があり、同氏が代表取締役であるハッピー協和株式会社と預金取引があります。 しかし、通常の銀行取引の範囲内のものであり、その取引規模や性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略します。 ・同氏が代表取締役を務める株式会社ハッピージャパンの監査役に、当行の取締役頭取が2020年2月まで就任しており、相互就任の関係にありました。	グローバルなものづくり企業の経営者として専門知識ならびに高度な技術に精通するとともに、国際的な幅広い見識を有していることから、銀行以外の立場から客観的に経営に対して助言を行っていただくことができるものと考え、社外取締役に選任しております。他企業において社外取締役・監査役としての経験も豊富に有しており、当行の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 また、当行が定める「独立性判断基準」に基づき、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立役員として期待される役割を果たすことができると考えられることから、独立役員に指定しております。
3	・当行は五味康昌氏が特別顧問を務める三菱UFJ証券ホールディングス株式会社の子会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券との間に金融商品仲介業務に関する提携を行っていますが、取引の性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略します。	海外勤務経験も含め金融・証券業務に精通するなど、企業経営を統治する十分な見識や社会的信用を有しております。2009年6月の社外監査役就任以来、適切な監査・監督を遂行していただいていることから、引き続き独立した立場にて、業務執行取締役等の職務状況および経営全般への監査・監督を適切に遂行していただけるものと考え、社外取締役に選任しております。 また、当行が定める「独立性判断基準」に基づき、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立役員として期待される役割を果たすことができると考えられることから、独立役員に指定しております。
4	・当行は尾原儀助氏が代表取締役である山形酒類販売株式会社と預金取引があり、同氏が代表取締役である男山酒造株式会社と預金・貸出金取引があります。 しかし、通常の銀行取引の範囲内のものであり、その取引規模や性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略します。	企業経営者としての豊富な経験に基づく幅広い知識と高い見識を有しております。2014年6月の社外取締役就任以来、適切な監査・監督を遂行していただいていることから、引き続き独立した立場にて、業務執行取締役等の職務状況および経営全般への監査・監督を適切に遂行していただけるものと考え、社外取締役に選任しております。 また、当行が定める「独立性判断基準」に基づき、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立役員として期待される役割を果たすことができると考えられることから、独立役員に指定しております。
5	・当行は松田純一氏が代表取締役である株式会社松田綜合研究所および株式会社ＭＡＰと預金取引があります。 しかし、通常の銀行取引の範囲内のものであり、その取引規模や性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略します。	弁護士として企業法務やコーポレートガバナンスに精通し、高い見識と専門知識を有しております。2019年6月より取締役に就任し、銀行以外の立場から客観的に経営に対して助言を行っていただいており、監査等委員である取締役としても業務執行取締役等の職務状況および経営全般への監査・監督を適切に遂行していただけるものと考え、社外取締役に選任しております。 また、当行が定める「独立性判断基準」に基づき、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立役員として期待される役割を果たすことができると考えられることから、独立役員に指定しております。
6	・当行は押野正德氏と預金取引があります。 しかし、通常の銀行取引の範囲内のものであり、その取引規模や性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えられることから、概要の記載を省略します。 ・押野正德氏は過去に当行の会計監査人である新日本監査法人（現ＥＹ新日本有限責任監査法人）に勤務しており、2007年3月期から2013年3月期まで当行の会計監査業務を担当しておりました。同氏は2017年6月に同監査法人を退職したことから、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当行が定める独立性基準を満たしております。	公認会計士として企業会計に精通し、高い見識と専門知識を有しております。金融機関の監査等豊富な経験と社会的信用を有しており、銀行以外の独立した立場にて業務執行取締役等の職務状況および経営全般への監査・監督を適切に遂行していただけるものと考え、社外取締役に選任しております。 また、当行が定める「独立性判断基準」に基づき、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立役員として期待される役割を果たすことができると考えられることから、独立役員に指定しております。

4．補足説明

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。